

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3141812号
(U3141812)

(45) 発行日 平成20年5月22日(2008.5.22)

(24) 登録日 平成20年4月30日(2008.4.30)

(51) Int.Cl.		F 1			
B 4 4 C	5/00	(2006.01)	B 4 4 C	5/00	G
H 0 4 M	1/02	(2006.01)	H 0 4 M	1/02	J

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 書面 (全 9 頁)

(21) 出願番号 実願2008-654 (U2008-654)
 (22) 出願日 平成20年1月11日(2008.1.11)

(73) 実用新案権者 593184042
 明和産業株式会社
 東京都台東区元浅草3丁目13番14号
 (72) 考案者 青木 睦男
 東京都台東区元浅草3丁目13番14号
 明和産業株式会社内

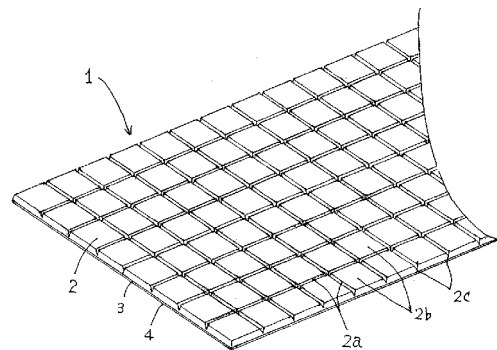
(54) 【考案の名称】 携帯用品の装飾シール

(57) 【要約】

【課題】 装飾自由度の高い携帯品用の装飾シールを提供する。

【解決手段】 装飾シール1は、表面に装飾を施した装飾シート2と、該装飾シート2の裏面に形成した粘着層3と、該粘着層3に剥離可能に粘着した剥離シート4とから構成され、薄板状の装飾シート2を、正四角形の台状の装飾部2bと、当該装飾シート2の一部を薄皮一枚程度の厚さの薄皮部2cとして残すよう穿った複数条格子状の溝2aとを有する構成とすることにより、携帯品用の装飾シールの装飾自由度を高くすることができる。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

表面に装飾を施した装飾シートと、該装飾シートの裏面に形成した粘着層と、該粘着層に剥離可能に粘着した剥離シートとから構成される携帯品用の装飾シールであって、前記装飾シートの表面に複数条格子状の溝を穿設して、当該装飾シートが、前記溝の周囲に正四角形台状の装飾部と、前記溝の底に薄皮状の被裁断部とを有する構成にしたことを特徴とする携帯品用の装飾シール。

【請求項 2】

前記装飾部の表面に鏡面層を形成することにより、前記装飾シートの表面に装飾を施したことを特徴とする請求項 1 に記載の携帯品用の装飾シール。

10

【請求項 3】

前記装飾部をシルバー色またはピンク色に装飾したことを特徴とする請求項 1 または請求項 2 に記載の携帯品用の装飾シール。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、携帯電話機やゲーム器などの携帯用品の表面に装飾を目的として貼付する携帯用品の装飾シールに関する。

【背景技術】

【0002】

従来の携帯品用の装飾シールとして、例えば特許文献 1 に記載された携帯電話の装飾用シール（図 10 に示すもの）がある。

20

図に示す携帯電話の装飾用シール 11 は、表面に装飾を施し裏面に粘着層 14 を有する装飾シート 12 と該装飾シート 12 の粘着層 14 側に剥離シート 13 を有する装飾用シール 11 であって、装飾シート 12 には、携帯電話の正面より若干小さ目の形状の輪郭を有するくり抜き可能な切り目 15 と、当該携帯電話の正面にあるスピーカ、マイク、液晶表示部、及びダイヤルボタン等の操作部の位置に合わせた、これらより若干大き目の形状の輪郭を有するくり抜き可能な切り目 16 とが入れている。

【特許文献 1】 実用新案登録第 3061052 号公報

【考案の開示】

30

【考案が解決しようとする課題】

【0003】

しかしながら、上記した携帯電話の装飾用シール 11 は、携帯電話のほぼ全面に貼付するものであり、マンネリ化を解消するための装飾用シール 11 の再剥離と再貼付の繰り返しは困難なものであった。特に、貼付面積が大きいので、シール剥がし後の粘着剤の残滓除去に問題があり、この点からも再剥離と再貼付の繰り返しは難しいものであった。換言すれば、装飾用シールによる貼付装飾の自由度が低いという課題があった。

【0004】

したがって本考案は、装飾自由度が高い携帯品用の装飾シールを提供することを目的としている。

40

【課題を解決するための手段】

【0005】

請求項 1 に記載の本考案の携帯品用の装飾シールは、表面に装飾を施した装飾シートと、該装飾シートの裏面に形成した粘着層と、該粘着層に剥離可能に粘着した剥離シートとから構成される携帯品用の装飾シールであって、前記装飾シートの表面に複数条格子状の溝を穿設して、当該装飾シートが、前記溝の周囲に正四角形台状の装飾部と、前記溝の底に薄皮状の被裁断部とを有する構成にしたことを特徴とする。

請求項 2 に記載の本考案は、請求項 1 に記載の携帯品用の装飾シールにおいて、前記装飾部の表面に鏡面層を形成することにより、前記装飾シートの表面に装飾を施したことを特徴とする。

50

請求項 3 記載の本考案は、請求項 1 または請求項 2 に記載の携帯品用の装飾シールにおいて、前記装飾部をシルバー色またはピンク色に装飾したことを特徴とする。

【考案の効果】

【0006】

本考案によれば、携帯品用の装飾シールを適度の大きさと好みの形状に裁断し、また狭く小さい貼付箇所に合わせて切り取り、貼付することができるので、携帯電話機やゲーム器などの携帯用品の装飾自由度が高くなる。また、裁断することにより装飾シールの貼付面積が小さくなり、粘着剤の残滓除去が容易となる。従って、装飾シールの再剥離と再貼付とを繰り返し、携帯用品の装飾を自在に行って、気分転換することができる効果がある。

10

また、装飾シールの装飾部を光の反射する鏡面とすることにより、溝に陰影を与え、光と影の効果より立体感を創り出して、シールによる装飾の差別化を図ることができる。

また、装飾シールをシルバー色にすることにより、シャープとスタイリッシュで男性的な装飾を施すことができる。装飾シールをピンク色とすれば、可愛らしさと優しさで女性的な装飾を施すことができる。

【考案を実施するための最良の形態】

【0007】

本考案の第 1 の実施の形態による携帯品用の装飾シールは、表面に装飾を施した装飾シートと、該装飾シートの裏面に形成した粘着層と、該粘着層に剥離可能に粘着した剥離シートとから構成される携帯品用の装飾シールであって、装飾シートの表面に複数条格子状の溝を穿設して、当該装飾シートが、溝の周囲に正四角形台状の装飾部と、溝の底に薄皮状の被裁断部とを有する構成にしたものである。

20

本実施の形態によれば、携帯品の寸法や空きスペース（貼付装飾のできる空所）に応じて、溝と被裁断部を利用して適度の寸法と形に装飾シールを裁断し、その裁断した装飾シールを携帯品に貼付することができるので、装飾自由度を高めることができる。その上、装飾シールの貼付面積を小さくすることが可能となり、粘着剤の残滓除去が容易であり、言い換えれば、再剥離と再貼付の繰り返しが容易となり、この点からも装飾自由度を高めることができる。

本考案の第 2 の実施の形態は、第 1 の実施の形態による携帯品用の装飾シールにおいて、装飾部の表面に鏡面層を形成することにより、装飾シートの表面に装飾を施したものである。本実施の形態によれば、装飾部が光となり溝が影となって、この光と影の効果によって立体感を創出し、装飾効果を高めることができる。

30

本考案の第 3 の実施の形態は、第 1 または第 2 の実施の形態による携帯品用の装飾シールにおいて、装飾部をシルバー色またはピンク色に装飾したものである。本実施の形態によれば、例えば装飾部がシルバー色であれば、携帯品がスタイリッシュなものや、シャープなものになる。装飾部がピンク色であれば、携帯品に可愛らしさや、優しさを与えることができる。

【実施例】

【0008】

本考案による第 1 実施例の携帯品用の装飾シールについて、図面を参照して説明する。

40

図 1 は、本考案による第 1 実施例の携帯品用の装飾シールを示す斜視図であり、図 2 は、図 1 に示す携帯品用の装飾シールの平面図である。図 3 は、図 2 の M 部に示す携帯品用の装飾シールの部分拡大図であり、図 4 は、図 3 の X - X 矢視に示す携帯品用の装飾シールの部分断面図である。そして、図 5 は、図 4 の N 部に示す携帯品用の装飾シールの部分拡大断面図である。

本実施例の携帯品用の装飾シール 1（以下、装飾シール 1 と略す）は、表面に装飾を施した装飾シート 2 と、装飾シート 2 の裏面に粘着剤を塗布して形成した粘着層 3 と、粘着層 3 に剥離可能に粘着した剥離シート 4 とから構成される。

【0009】

そして、装飾シール 1 は、その装飾シート 2 の表面側に複数条格子状の溝 2 a を穿設す

50

ることにより、当該装飾シート 2 が、溝 2 a の周囲に正四角形の台状（テーブル状）に形成された装飾部 2 b と、装飾シール 1 の自在裁断を可能とするよう、溝 2 a の底に薄皮一枚程度の厚さで形成された被裁断部 2 c とを有する構成としたものである。

換言すれば、平板状の装飾シート 2 を、正四角形の台状の装飾部 2 b と、当該装飾シート 2 の一部を薄皮一枚程度の厚さの被裁断部 2 c として残すよう穿った複数条格子状の溝 2 a とを有する構成にするものである。

そして、装飾シート 2 の裏面側に、粘着剤を塗布して粘着層 3 を形成し、さらに粘着層 3 に剥離可能な状態で被覆して剥離シート 4 を形成する構成となっている。

なお、装飾シート 2 の表面に、指紋や傷などが着かないようにその表面を被覆して保護する、マスキングテープ（図示せず）を設ける構成であっても良い。

10

【0010】

ところで、本実施例では、図 4 に示すように、装飾部 2 b が有する正四角形の装飾面 2 b a に鏡面処理を施して鏡面層 5 を形成している。この装飾面 2 b a の鏡面処理は、後述する光と影の効果を得るために施すものである。しかし、本考案は鏡面処理を施すことを限定するものではない。即ち、装飾面 2 b a に、例えばカラフルな印刷装飾や塗布装飾などを施す構成であっても良い。また、装飾シート 2 自体を有色材から構成して、塗装やメッキ等の表面処理を行わずに、装飾シートの表面に装飾を施す構成も可である。

なお、鏡面処理を施して鏡面層 5 などを形成した場合、鏡面処理後に溝 2 a の穿設加工を実施することが望ましい。

【0010】

20

次に、本考案の装飾シール 1 の材質や寸法などについて説明する。

装飾シール 1 の装飾シート 2 は、例えばポリ塩化ビニル、ポリエチレン、ポリプロピレンなどの合成樹脂からなる薄板である。また、図 4 に示すように、装飾シート 2 の厚さ D は、0.5 ~ 1.5 mm である。

また、装飾面 2 b a の鏡面処理としては、例えば、アルミ金属などのメッキ処理や蒸着処理等がある。また、光沢面を形成することができる薄膜フィルムや箔等による被覆処理でも可である。また、ホログラム形成層を設ける鏡面処理であっても良い。このようにして形成される鏡面層 5 の膜厚は、30 μ m ~ 300 μ m である。

さらに、装飾面 2 b a や鏡面層 5 を保護するマスキングテープの厚さは、50 μ m 前後である。なお、装飾シール 1 に被覆されているマスキングテープは、裁断時または貼付時に剥がされて捨てられる。

30

【0011】

また、図 4 に示すように、溝 2 a の上幅 w は、0.2 mm ~ 0.5 mm であり、その底幅 u は、0.3 mm 以下である。

なお、溝 2 a でシャープな（またはクリアな）影を造りには、溝 2 a の上幅や底幅の寸法を小さくし、光が溝 2 a に入り難くする構成とすることが望ましい。また、図 4 に示す溝 2 a の断面形状は逆台形であるが、楔形、V 字形、U 字形などの断面形状も可である。

溝 2 a の底に残した被裁断部 2 c の厚さ t は、0.05 ~ 0.15 mm である。

正四角形の装飾部 2 b や溝 2 a の一辺の寸法 L は、2.5 mm ~ 5.5 mm である。溝 2 a を穿設することにより、正四角形の装飾部 2 b を浮き出させることができる。

40

【0012】

また、図 5 に示すように、装飾シート 2 の厚さが 0.5 ~ 1.5 mm であるのに比べて、粘着層 3 や剥離シート 4 の厚さは、薄いものとなっている。

即ち、粘着層 3 は、厚さ 0.05 ~ 0.35 mm で粘着剤を塗布した層である。なお、粘着剤としては、例えば、アクリル系樹脂、スチレン系樹脂、シリコン系樹脂などがある。また、剥離シート 4 は、厚さ 0.03 ~ 0.13 mm であり、その材質は、例えばポリプロピレンシートや紙である。

【0013】

ここで、上記構成の特徴とする点、及びその良さについて説明する。なお、符号を省いて記述する。

50

(1) 薄皮一枚程度の厚さの被裁断部を有する構成にすることにより、溝を案内とし被裁断部を切って、装飾シールを好みの大きさや形に裁断することができる。換言すれば、薄皮状の被裁断部を設けることにより、装飾シールに裁断自在の機能を与えることができる。

(2) 装飾部が被裁断部の皮一枚で繋がっているため、装飾シールがバラバラにならないという良さがある。なお、被裁断部にミシン目を入れ、更に裁断性を良くする構成であっても可である。

(3) 正四角形台状の装飾部(即ち、格子状の溝)を形成することにより、装飾シールの裁断形状が直線的になり、携帯電話機やゲーム器(以下、携帯電話機等)に特有の直線状の空きスペースへの貼付装飾が可能となる。また、格子状は直線が十文字に交叉した形状

10

であるので、溝の穿設加工が容易に行える利点がある。

(4) 上記正四角形のL寸法を2.5mm~5.5mmにすることにより、携帯電話機等に特有の狭く細い空きスペースへの貼付装飾が可能となる。
即ち、(3)項及び(4)項は、携帯電話機等が小型化・薄型化し、ますます「狭く、細く、且つ直線状に」なっているそれらの空きスペースに、対応するものである。なお、5.5mmを超える寸法であると、狭く細い空きスペースに貼付できない。2.5mm未満の寸法であると、「立体感が薄れる」「小さすぎる・細すぎる」印象を与えるので、好ましくない。

【0014】

(5) 装飾部の表面に鏡面層を形成することにより、装飾部が反射によって明るく光り、相対的に溝が暗くなって影を造る。この光と影の効果から装飾シールに立体感を与えることができる。

20

なお、装飾シートの表面に遮光性の装飾を施す(例えば、アルミ箔で鏡面層を形成することにより、この鏡面層が光の透過を防ぐので装飾部の内部を暗くすることができる。これによって光と影の効果を増大することができる。

また、装飾シートの裏面が光吸収性を有する構成(例えば、粘着層側の装飾シート面を黒色塗装する構成)とすることによって、光と影の効果を増大することもできる。

(6) 装飾シートの厚さを0.5~1.5mmにすることにより、凹凸差が大きくなり、(5)項の立体感を強調することができる。なお、1.5mmを超えると、携帯電話機等とのバランスが崩れて「重い・大きい」という印象を与える。0.5mm未満であると、上記の光と影の効果が薄れるので、好ましいとは言えない。

30

(7) 装飾面をシルバー色に装飾することにより、携帯電話機等をスタイリッシュなもの、またシャープなものにすることができる。一方、ピンク色に装飾することにより、携帯電話機等に可愛らしさや優しさを与えることができる。

【0015】

次に、本考案の装飾シールの使い方について説明する。

図6は、第1実施例の携帯品用の装飾シールを貼付した携帯電話機の斜視図であり、図7は、図6のY-Y矢視に示す携帯電話機の部分拡大断面図である。

図6に示す使い方の一例では、元の装飾シール1から長方形に裁断した装飾シール1aを携帯電話機20の片側表面に貼付している。装飾シール1を使ってワンポイント・アクセント装飾を携帯電話機20に施した例である。

40

近年、金属素材に多重塗装を重ねた携帯電話機や、ステンレス素材の輝きを活かした携帯電話機などが出現し、無駄を省いたタイトでソリッドなデザインとなっている。このような単純でスマートなデザインはマンネリ化することがあり、そのときに、本実施例の装飾シール1を適当な寸法と好みの形状に裁断して、携帯電話機20に貼付すれば、気分転換を図ることができる。

【0016】

なお、装飾シール1を携帯電話機20の表面から側面に亘って貼付した場合、図7に示すように、装飾シール1は携帯電話機20の角で折れ曲がる。このとき、携帯電話機20の角Rに当たる部分の溝2a'の上幅Wが、元の溝2aの上幅wに比べて大きく広がる。

50

即ち、装飾シート 2 が角 R で曲がることにより、装飾シート 2 の表面側が引っ張られて溝 2 a' が開く。この溝 2 a' の開きにより、装飾シート 2 の内部に発生する応力が弱まる。その結果、携帯電話機 20 表面と粘着層 3 の間の剥離、すなわち、装飾シート 2 の剥離が防止される。換言すれば、本実施例の楔形の溝 2 a は、裁断自在機能と影効果機能と剥離防止機能を兼ねることになる。

【0017】

図 8 は、第 1 実施例の携帯品用の装飾シールを貼付したゲーム器の斜視図である。

近年、ゲーム器も薄く小型になり、スマートなデザインとなって来ている。

このようなゲーム器 21 においても、図 8 に示す使い方の例のように、元の装飾シール 1 から略三角形に裁断した装飾シール 1 b を、ゲーム器 21 の表面に貼って、自分なりの装飾デザインを楽しむことができる。

また、細長く裁断した装飾シール 1 b' をゲーム器 21 の周囲に貼って、滑り止めの機能を持たせることにより、児童がゲーム器 21 をポケットなどから出すときの、落下防止に役立てることができる。

一方、携帯電話機にも細長い空きスペースがあるので、上記装飾シール 1 b' で図 6 に示した携帯電話機 20 を貼付装飾する使い方（図示せず）が可である。

【0018】

図 9 は、第 1 実施例の携帯品用の装飾シールの別の裁断例を示す平面図である。

前述の図 6 や図 8 では、長方形に裁断した装飾シール 1 a や、略三角形に裁断した装飾シール 1 b などによる貼付装飾例を示した。さらに、図 9 に示すように、例えば英文字形に裁断した装飾シール 1 c, 1 d, 1 e や、十字形に裁断した装飾シール 1 f などによって、貼付装飾することも可能である。このような形状の裁断によって、携帯品に対する装飾シールによる貼付装飾の自由度を高めることができる。

なお、装飾シール 1 を英文字形に裁断する場合、形の良い英文字が得られるので、図 2 に示す正四角形の一辺の寸法 L は、成る可く小さい方が望ましい。

【0019】

以上のように第 1 実施例の装飾シール 1 は、表面に装飾を施した装飾シート 2 と、該装飾シート 2 の裏面に形成した粘着層 3 と、該粘着層 3 に剥離可能に粘着した剥離シート 4 とから構成されるものであり、薄板の装飾シート 1 を、正四角形の台状の装飾部 2 b と、当該装飾シート 2 の一部を薄皮一枚程度の厚さの薄皮部 2 c として残すよう穿った複数条格子状の溝 2 a とを有する構成とすることにより、装飾自由度の高い携帯品用の装飾シールを提供することができる。そして、本考案の装飾シールが有する高い装飾自由度を、携帯品の外観デザインのマンネリ化解消に役立てることができる。

【0020】

ところで、本考案の装飾シールは、携帯電話機やゲーム器などポケットサイズの携帯品を貼付装飾するに適している。従って、製品としての装飾シールの大きさは、次のような寸法とすることが望ましい。

図 2 に示す一方の長さ寸法 H は、60 mm ~ 120 mm であり、他方の長さ寸法 G は、30 mm ~ 60 mm である。

即ち、本考案の装飾シールは、ポケットサイズの携帯品のアクセサリ用品として販売されるので、それに相応する販売コストや製品サイズがある。換言すれば、売れる価格帯に入る寸法とし、売り場や飾り付けのスペースを考慮した寸法とすることが望まれる。

【産業上の利用可能性】

【0021】

本考案にかかる携帯品用の装飾シールは、装飾自由度を高くする効果を有し、携帯電話機やゲーム器のほか、音響機器、文具等として有用である。

【図面の簡単な説明】

【0022】

【図 1】 本考案による第 1 実施例の携帯品用の装飾シールを示す斜視図

【図 2】 図 1 に示す携帯品用の装飾シールの平面図

10

20

30

40

50

- 【図3】 図2のM部に示す携帯品用の装飾シールの部分拡大図
- 【図4】 図3のX-X矢視に示す携帯品用の装飾シールの部分断面図
- 【図5】 図4のN部に示す携帯品用の装飾シールの部分拡大断面図
- 【図6】 第1実施例の携帯品用の装飾シールを貼付した携帯電話機の斜視図
- 【図7】 図6のY-Y矢視に示す携帯電話機の部分拡大断面図
- 【図8】 第1実施例の携帯品用の装飾シールを貼付したゲーム器の斜視図
- 【図9】 第1実施例の携帯品用の装飾シールの別の裁断例を示す平面図
- 【図10】 従来の携帯電話の装飾用シールを示す、(A)は正面図、(B)は中央縦断面図

10

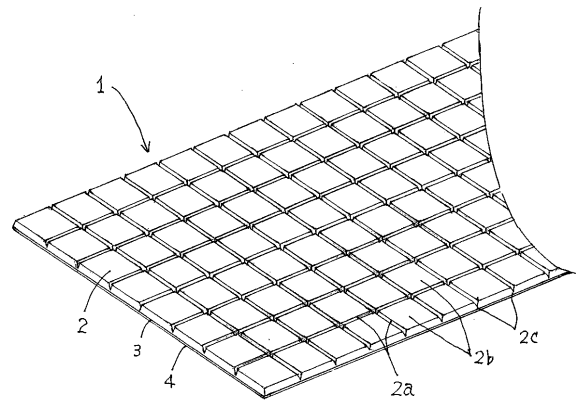
【符号の説明】

【0023】

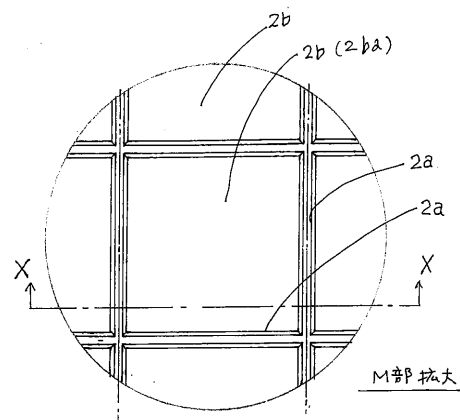
- 1 装飾シール
- 1 a , 1 b , 1 b ' 裁断した装飾シール
- 1 c , 1 d , 1 e 裁断した装飾シール
- 1 f 裁断した装飾シール
- 2 装飾シート
- 2 a , 2 a ' 溝
- 2 b 装飾部
- 2 b a 装飾面
- 2 c 被裁断部
- 3 粘着層
- 4 剥離シート
- 5 鏡面層
- 2 0 携帯電話機
- 2 1 ゲーム器

20

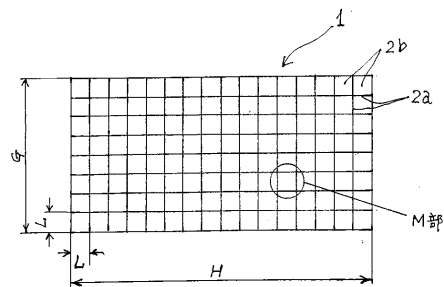
【図1】



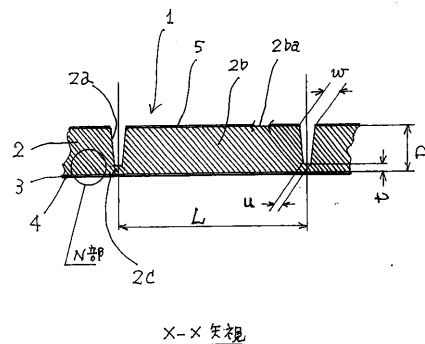
【図3】



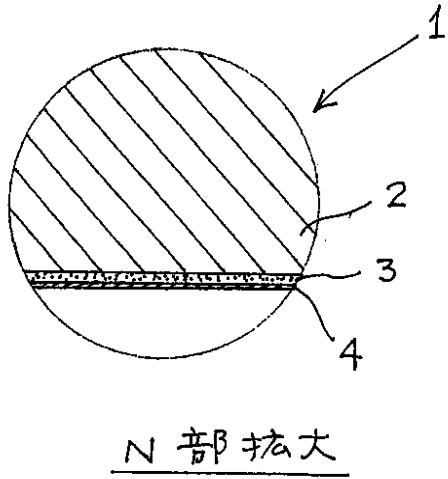
【図2】



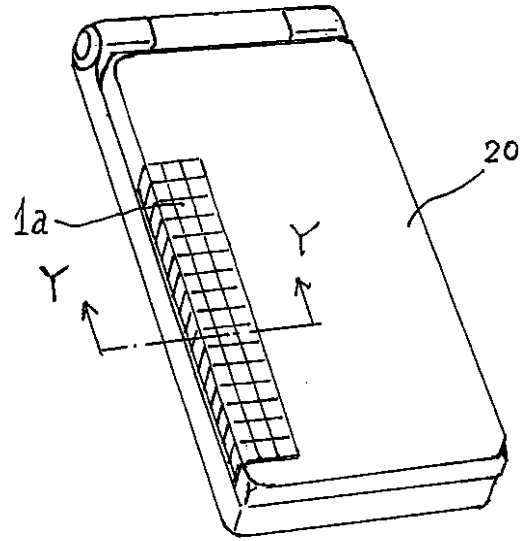
【図4】



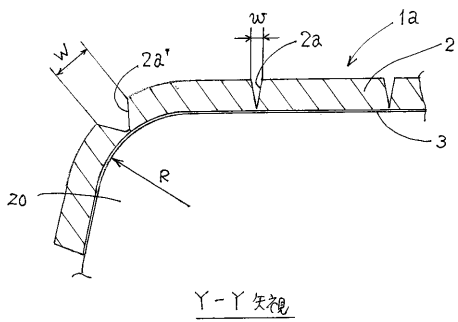
【 図 5 】



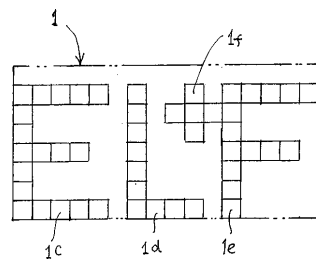
【 図 6 】



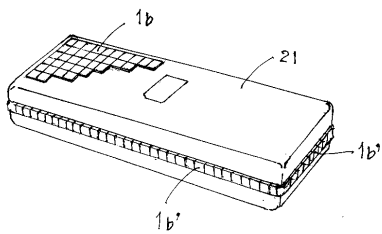
【 図 7 】



【 図 9 】



【 図 8 】



【 図 1 0 】

